

瓦屋根の耐風診断・耐風改修の費用の一部を補助をしています！

あなたの家の瓦、緊結されていますか！？
令和4年1月1日より、瓦の緊結方法が強化されました！
建築基準法の告示基準(昭和46年建設省告示第109号)が改正されました

近年、強い台風の上陸により、住宅の瓦が脱落するなどの大きな被害が発生しています。
強風による被害を防ぐためには、瓦を屋根に緊結、つまり、しっかり留付けることが重要です。

※店舗を兼ねる場合や補助の対象になるのか分からない場合はお問い合わせください。

※事業者との契約前に大分市への申請が必要です！

補助対象

①瓦屋根の耐風診断

- 【瓦屋根(粘土瓦、セメント瓦)】であること ※今の屋根がスレート屋根、金属屋根の場合は対象外
- 令和3年12月31日以前に着工された住宅

②瓦屋根の耐風改修

- ①の条件に加えて下記の条件を満たすもの
- 改正基準(※1)に適合しない屋根であること
- 耐風改修の結果、住宅・建築物の屋根が強風に対して安全な構造となること

※1 改正基準＝令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号

①瓦屋根の耐風診断

瓦屋根の緊結方法が、基準に適合しているか、
かわらぶき技能士や瓦屋根工事技士、瓦屋根
診断技士により診断

・補助金額…診断費用の2/3

条件	瓦屋根の耐風診断
上限額	2万1千円/棟

②瓦屋根の耐風改修

改正基準に適合しない瓦屋根について、所要の耐風性能を有する屋根にふき替え

・補助金額…

工事費用又は屋根面積×2万4千円
のいずれか低い額の23.0%

金属屋根など瓦以外の屋根への葺き替えも対象

条件	瓦屋根の耐風改修工事
上限額	55万2千円/棟

補助金に関するお問合せ先

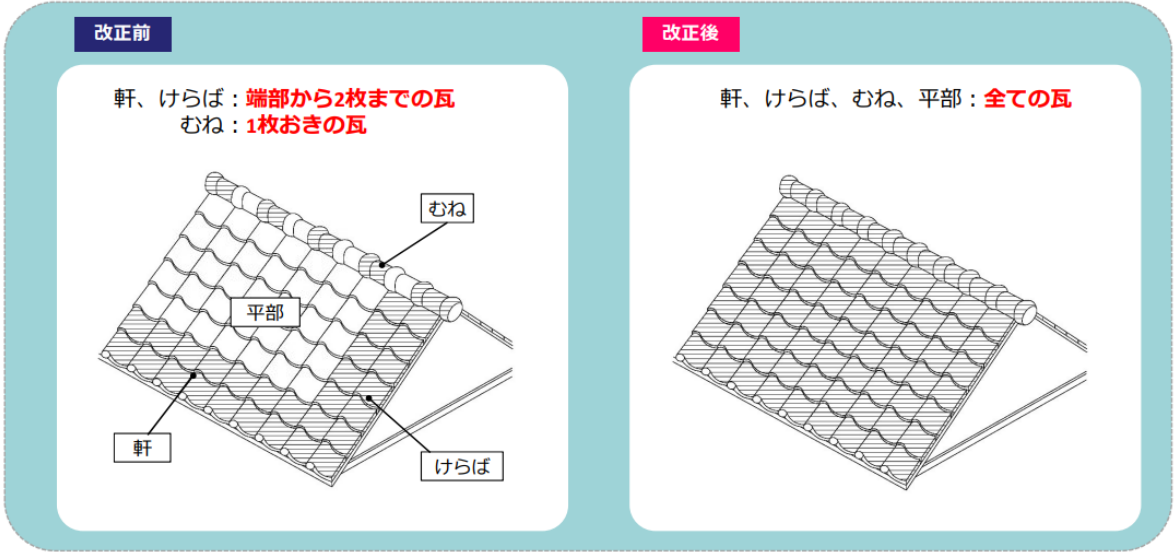
大分市役所 7階 開発建築指導課 8:30~17:15(土・日・祝日は除く)

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

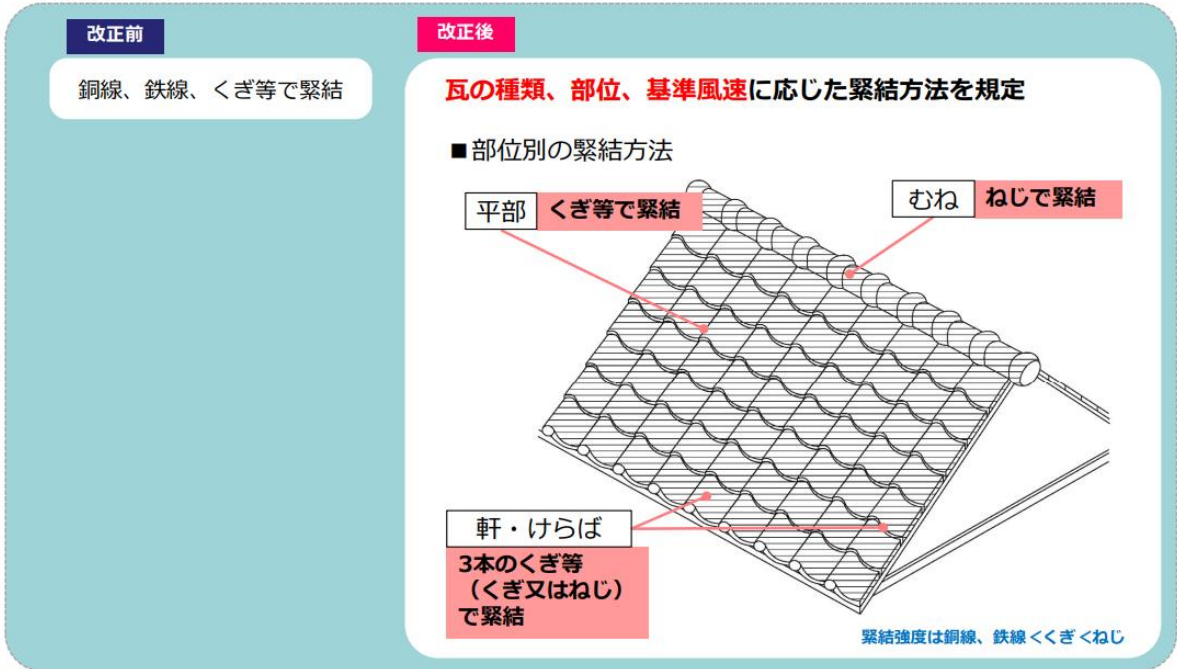
TEL:097-585-5072 FAX:097-534-6201 E-mail:kensido@city.oita.oita.jp

建築物の瓦屋根に係る基準について、ガイドライン工法を踏まえて告示基準を改正

① 緊結箇所



② 緊結方法



耐風診断・耐風改修

⇒全日本瓦工事業連盟ホームページの「加盟工事店の検索」から、お近くの工事店を検索することができます。

⇒なお、耐風診断については、「瓦屋根診断技士」等の資格取得者が在籍している工事店にご相談ください。

